



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 家族の介護は先が見えない事も多く、育児とは違う難しさがありますね。1月より介護休業法が使いやすくなったと聞きましたがどのように変わったのでしょうか？

A1 老親等の世話はしたいけれど、働きながら介護するのはとても大変、今や介護は切実な社会問題になっていますね。

国は介護をするためにやむを得ず離職する人が年々増加する現状から、以前よりも介護しやすい制度に改正しました。改正ポイントは次の6つ。

1. 介護休業をとれる対象が広がる

【従前】

- ・配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

【改正後】

- ・同居・扶養の要件が無くなりました

2. 要介護家族1人に対し介護休業を分割可能に

【従前】

- ・要介護家族1人に対し、原則1回、93日まで

【改正後】

- ・要介護家族1人に対し、93日を3回まで分割可

3. 介護休暇を半日で取ることが可能に

※介護休暇とは介護のため年5日取得可能な休暇

【従前】

- ・1日単位

【改正後】

- ・半日単位(所定労働時間の1/2)

4. 所定労働時間を短縮できる日が休業とは別枠に

【従前】

- ・介護休業と通算して93日以内

【改正後】

- ・介護休業とは別に、3年の間に2回以上

※次の①～④いずれかの制度を選択し講ずる義務

- ①短時間勤務
- ②フレックスタイム制度
- ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④介護サービス費用の助成など

5. 介護中の所定時間外労働の免除

【新設】

- ・介護終了までの期間請求可
- ※入社1年未満の労働者は、労使協定を結ぶことにより除外できる。所定外労働免除を請求できる期間は1か月以上1年以内で、事業の正常な運営を妨げる場合には会社は請求を拒否できる。

6. 有期契約労働者の介護休業を取りやすく

【従前】

- ・入社1年以上
- ・介護休業開始から93日以降も雇用される見込
- ・93日経過日から1年後までに更新されない事があきらかな者を除く

【改正後】

- ・入社1年以上
- ・93日経過日から6か月後までに契約満了が明らかでない者

※更に詳しくは介護休業のQ&Aは厚生労働省のHPに掲載されています(H28.12.27更新)

Q2 介護休業は取らせてあげたいと思いますが、その間収入が全くなると困ります。援助はないのでしょうか？

A2 雇用保険から「介護休業給付金」が給付されます。従前の給付は賃金日額の40%でしたが、平成28年8月1日より介護休業をする場合の給付は賃金日額の67%となりました。具体的には次の通りです。

【例：月給約30万円の場合の給付額】

介護休業給付金の支給額＝休業開始時の賃金日額×支給日数(30日)×67%＝1か月201,000円
3か月取得した場合で約603,000円となります。

(休業開始時の賃金額には上限額が定められていますので必ずしも給与の67%ではありません。)ハローワークに申請が必要です。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980